

# 第5次福岡市子ども総合計画について

## I 計画の概要

### 1 策定趣旨

子どもや子育てをめぐるさまざまな課題を踏まえ、市民ニーズに即した子ども施策を総合的・計画的に推進するため。

### 2 計画の位置づけ

- 「福岡市総合計画」を上位計画とし、子どもに関する分野の基本的な計画として策定
- 以下の計画として位置付け
  - ・子ども・子育て支援法に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」
  - ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「福岡市子ども・若者計画」
  - ・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」
  - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」
  - ・子どもの貧困対策推進法に基づく「福岡市子どもの貧困対策推進計画」

### 3 計画対象

すべての子ども・若者と子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、行政などすべての個人、団体

子ども：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）、思春期（中学生からおおむね 18 歳まで）

若 者：思春期、青年期（おおむね 18 歳から 30 歳）、ポスト青年期

### 4 計画期間

2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度まで（5 年間）

## II 計画の全体像（案）

### 目標 1 安心して生み育てられる環境づくり

- 施策 1 母と子の心と体の健康づくり
- 施策 2 幼児教育・保育の充実
- 施策 3 身近な地域における子育て支援の充実
- 施策 4 障がい児の支援（乳幼児期）
- 施策 5 子育てを応援する環境づくり

### 目標 2 子ども・若者の自立と社会参加

- 施策 6 子どもの居場所や体験機会の充実
- 施策 7 青少年の健全育成と自己形成支援
- 施策 8 若者等の相談支援と居場所の充実
- 施策 9 障がい児の支援（学齢期以降）

### 目標 3 さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長

- 施策 10 子ども家庭支援体制の充実
- 施策 11 児童虐待防止対策と在宅支援の強化
- 施策 12 ひとり親家庭の支援
- 施策 13 子どもの貧困対策の推進
- 施策 14 社会的養護体制の充実
- 施策 15 子どもの権利擁護の推進